

令和3年度

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険については、平成30年度から県が財政運営の主体となり、県と市町村とともに共同で運営していくこととなりました。

事業費納付金を集めるために必要な標準保険税率が県から示され、その税率に平成30年度から6か年かけて近づけるよう、清須市国民健康保険運営協議会において収支均衡策を含む運営のあり方について審議をし、税率改定の答申を頂き、令和3年度に係る保険税の改正を行いました。

将来にわたって安定した国民健康保険の運営を継続するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、特定健診や特定保健指導などをぜひご活用いただき、健康にご留意ください。

(1) 令和3年度からの新税率(下線部分が改定分)

		医療分 (国保の全加入者)		後期高齢者支援分 (国保の全加入者)		介護納付金分 (40歳以上65歳未満加入者)	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	所得に対して	5.81%	5.81%	1.73%	<u>2.09%</u>	1.56%	<u>2.00%</u>
資産割	固定資産税に対して	13.50%	<u>6.75%</u>	4.99%	<u>2.50%</u>	2.64%	<u>1.32%</u>
均等割	加入者1人当たり	21,600円	<u>22,700円</u>	7,900円	<u>8,900円</u>	8,500円	<u>10,500円</u>
平等割	1世帯当たり	18,600円	18,600円	6,500円	<u>6,700円</u>	5,400円	<u>5,900円</u>
課税限度額		630,000円	630,000円	190,000円	190,000円	170,000円	170,000円

※令和2年度の納税通知書は7月中旬に、送付する予定です。

■国民健康保険税軽減世帯が、令和3年度に改正されました。

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。【判定については、自動判定しますので申請等は不要です。】

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
世帯の所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ <u>28万5千円</u> ×被保険者数*	5割
世帯の所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ <u>52万円</u> ×被保険者数*	2割

*国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方の人数と所得を含めて算定します。

【問合せ 保険年金課(北館1階)】